経済産業省

資料５

土壌汚染対策法の見直しへの対応について

令和７年2月２６日

経済産業省

GXグループ　環境管理推進室

土壌汚染対策法の概要

目的及び課題

- 土壌汚染対策法（土対法）は、**人の健康被害を防止するため**、鉛やヒ素等特定有害物質を使用している施設の廃止時等に、**土地の所有者等に対して**、**土壌汚染状況調査・管理又は除去等の措置を義務付け**。**電子・電機、金属、繊維、有機・無機化学、機械、製紙、石油、医療、発電所等幅広い産業に影響有り**。
- 土壌汚染状況調査及び汚染除去等の措置には**適用可能な技術の選択、資金繰りに苦慮**する事業者も多く、**土地の円滑な利用転換の阻害**との指摘あり。また、土地の使用履歴調査における調査範囲の目安、資料保存の仕組み等の検討も必要。

制度の概要

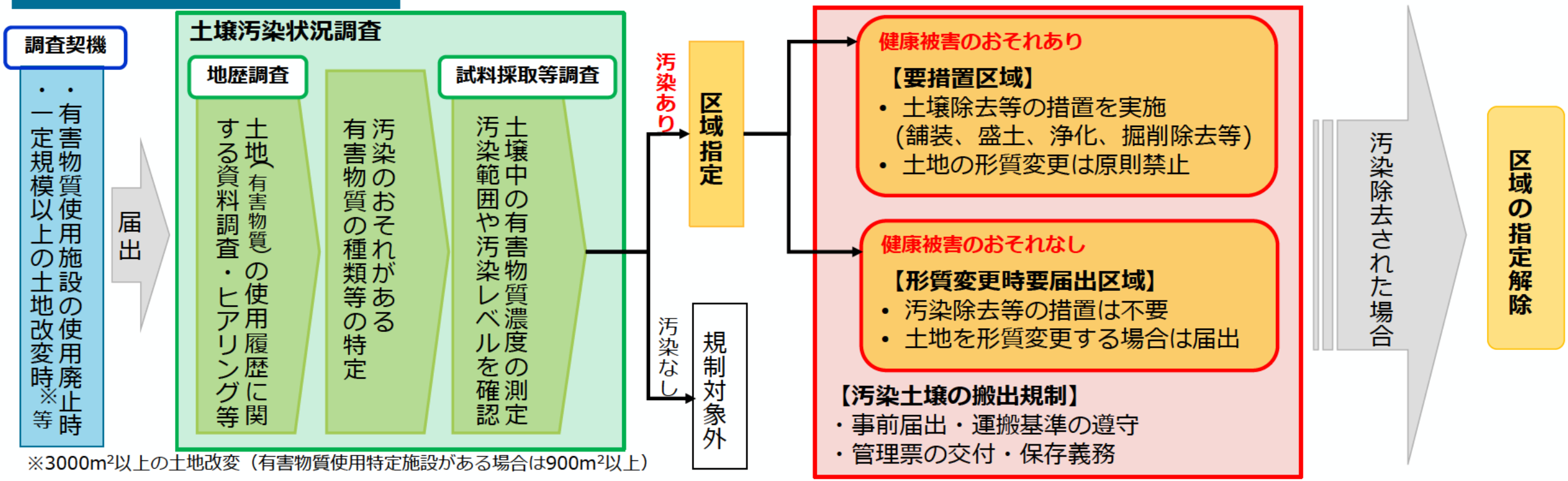

※3000m²以上の土地改変（有害物質使用特定施設がある場合は900m²以上）

土壌汚染対策法の見直しの動向及び対応

- 環境省は令和6年に土対法見直しに向けた検討の方向性をまとめ、同年9月から環境省の中央環境審議会・土壌制度小委員会において議論を開始し、令和7年夏～秋頃に答申を取りまとめる予定。
- **経済産業省は、令和６年8月に有識者及び産業界からなる検討会を発足**。現行の土対法における事業者負担や今後の産業構造変化に伴う土地の有効活用等の観点から、**環境・経済・社会のバランスを考慮した今後の土壌汚染対策のあり方に関する論点を整理**した。
- 今後、円滑な土地の有効利用の観点から、人の健康被害が想定されにくい**臨海部等の工業地域等に対する制度の合理化**、**中小企業の負担軽減**、**土壌汚染対策に係る資金や人材確保**等に向け、環境省と連携していく。
- また、令和7年2月18日に閣議決定された**GX2040ビジョン、産構審新基軸部会**等政府全体の政策枠組にも組み込み、**土対法の制度合理化によって企業のGX取組促進や地方創生等を後押し**。

「 GX2040ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」（令和7年2月18日閣議決定）より抜粋

３．GX 産業立地
（１）脱炭素電源等の活用を見据えた産業集積の加速
　１）今後の産業構造の転換とそれに合わせたGX 産業立地政策の在り方
　　②　今後の検討の方向性
　　エ）産業構造転換に資する既存の産業用地の利活用
　　工場跡地等の用地における各種施設の整備に当たっては、脱炭素社会の実現等にも資する土地の円滑な利活用が図られるようにする必要がある。その際、土壌汚染に伴う健康リスクに応じた更なる必要かつ合理的な管理を図る観点から、土壌汚染対策制度の在り方を検討する。

令和6年12月24日第25回産業構造審議会経済産業政策新機軸部会における議論

（跡地再活用に向けた土壌汚染対策の課題と対応）

- **臨海部**の**大規模工場やその跡地・遊休地**において、**土壌汚染対策法の制度的規制**、**資金面（土壌汚染対策費用や建物解体費用等）の負担等**を要因に、**他用途への転換が円滑に進まない**場合がある。
- 現在、**環境省**において、中央環境審議会に土壌制度小委員会を設置し、**複雑化した制度・運用の合理化**と**地歴情報（土地利用の履歴）の適切な管理・承継の強化**等の観点から、**土壌汚染対策法の見直しに向けた検討**が進められている。
- 経済産業省は、土壌汚染対策法を所管する環境省の検討に関し、**円滑な土地の有効活用の観点**から連携することとし、例えば、**人の健康被害が想定されにくい臨海部等の工業地域等に対する制度の合理化等**を目指す。

「土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性」（要約）

令和６年６月　土壌汚染対策法の施行状況等に関する検討会（報告書）

- 複雑化した現行の制度・運用を合理化し、関係者にとって分かりやすいものに転換する。
- 地歴調査の契機は拡充、試料採取等調査は健康リスクの程度に応じて対象等を合理化。
- 管理される健康リスクの範囲は維持しつつ、**複雑化した区域指定制度等を合理化**。
- 有害物質使用特定事業場の敷地の**土地の所有者等が変更される際には、地歴調査の実施を義務づけ**た上で、例えば、その結果を新しい所有者等に当事者間で**承継することを義務**とすることを検討。
- 費用負担能力が低い者も考慮した見直し後の制度の実効性の確保。

（出所）中央環境審議会水環境・土壌農薬部会土壌制度小委員会（令和６年９月18日開催）資料7-1、資料7-2

土壌制度小委員会における産業界の意見（要約）

- 臨海部の工業地域について

✓ 住民による地下水飲用や土壌の直接摂取による健康被害の恐れが低いことから、工業専用地域を前提とする**臨海部特例区域は、従来とは別の枠組みでの管理を検討すべき。**（日本経済団体連合会）

✓ **臨海工業地域等は**、部外者の立入・汚染土壌の敷地外への移動・飲用井戸もなく、**健康被害のおそれのリスクは小さく、土地利用のメリットは大きいため、当該地域は「届出対象外」とした運用をお願いしたい。**（日本化学工業協会）

✓ **臨海部に立地する製鉄所**の形質変更時要届出区域は、工業専用地域で一般住民の立ち入りはなく、地下水を飲用していないことから、**人健康リスク被害のおそれは極めて低い。人健康リスクに応じた適切で合理的な見直しをお願いしたい。**（日本鉄鋼連盟）

（参考１）土壌汚染対策法で指定されている特定有害物質

土壌汚染対策法に規定する特定有害物質は、①土壌含有量基準： 土が口に入るリスク
②土壌溶出量基準：地下水を飲むリスクの２種類あり。

特定有害物質の種類		主な用途
第一種（揮発性有機化合物）	クロロエチレン	上･下水道配管、建材、日用品、農業用フィルム、医療器材等の原料
	四塩化炭素	農薬、ふっ素系ガス等の原料
	1,2－ジクロロエタン	フィルム洗浄剤、溶剤、殺虫剤、燻蒸剤等の原料
	1,1－ジクロロエチレン	食品・医薬品包装用プラスチックフィルムのコーティング材、人工芝等の原料
	1,2－ジクロロエチレン	染料、香料、熱可塑性の合成樹脂等製造時の溶剤
	1,3－ジクロロプロペン	土壌中の線虫・害虫を防除するくん蒸剤の原料
	ジクロロメタン	金属部品、電子部品の加工時の油の除去、医薬品、農薬を製造時の溶剤
	テトラクロロエチレン	ドライクリーニングの溶剤、精密機器や部品の加工時の油の除去剤
	1,1,1－トリクロロエタン	金属部品の洗浄、ドライクリーニング用溶剤、繊維のシミ抜き剤、印刷製版仕上げ剤
	1,1,2－トリクロロエタン	フィルム、コーティング剤の原料、油脂・ワックス・天然樹脂等の溶剤
	トリクロロエチレン	染料、塗料等の製造時の溶剤、金属部品の加工時の油の除去剤
	ベンゼン	合成樹脂、合成ゴム、ナイロン繊維等の原料
第二種（重金属等）	カドミウム及びその化合物	メッキの原料、合金の成分、プラスチック・ガラス製品の顔料、蓄電池原料
	六価クロム化合物	塗料の原料、窯業、研磨材、酸化剤、メッキ等の原料
	シアン化合物	メッキ、ゴム、樹脂、繊維、殺鼠剤、農薬の原料
	水銀及びその化合物	各種電極、金･銀等の抽出液、計器類、水銀灯
	セレン及びその化合物	コピー機の感光ドラム、太陽電池、ガラス・陶磁器の着色剤
	鉛及びその化合物	蓄電池、はんだ材料
	砒素及びその化合物	花火着色剤、塗料用顔料、半導体の原料
	ふっ素及びその化合物	ガラスの表面加工、合金表面処理、半導体表面処理剤
	ほう素及びその化合物	ガラス繊維、ガラス・ほうろう材料、ニッケルメッキ添加剤、医薬品、防虫剤の原料
第三種（農薬・PCB）	シマジン	野菜・果樹畑、ゴルフ場、公園の除草剤
	チオベンカルブ	除草剤の原料
	チウラム	植物の病害防除剤の原料
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	変圧器、コンデンサ
	有機りん化合物	殺虫剤の原料

（出所）日本環境協会資料を基に環境管理推進室作成

（参考2）中環審土壌制度小委における基本的考え方・視点

点検・見直しに関する基本的考え方・視点

- **土壌汚染に伴う健康リスク管理のための実効的な仕組みを維持**していくことは、今後も必要不可欠。
- このことを大前提に、脱炭素社会の実現、人口減少等への対応といった**新たな社会的課題に対して関係者が対応しやすい「持続可能な土壌汚染対策」を推進するため、現行の制度・運用を見直していく**ことが求められている。

現行の制度・運用に関する主な課題

1．制度や運用の複雑化、関係者の事務・対策負担

○ 法施行後から20年の間、その時々で生じた課題に応じ、**各種の特例等を創設。**
⇒法の適切な施行・遵守のために理解すべき内容が膨大となり、**運用も複雑化。**

○ 地方自治体や事業者が**恒常的に十分な専門性を有する人員を配置することが困難**（※）。
※土対法の業務は特定の調査契機に伴い生じるため、恒常的に生じるものではない。

○ 法施行に伴う**業務負担が、土壌汚染の状況や健康リスクの程度に関わらず土地の所有者等、行政側の双方に発生。**

2．土壌汚染状況に関する情報の把握、承継、散逸等

○ **土壌汚染状況に関する情報が**、企業の統廃合等によって**散逸。地歴調査を円滑に行うことが年々困難**に。

○ **地方自治体**も、デジタル化が進んでいない等により、事務負担の観点から現状に加えて**大きな役割を担うことは困難。**

○ 人口減少社会の本格的な到来等により加速する懸念

3．法に位置付けられた関係事業者の質の確保等

○ **汚染土壌処理施設**における**汚染土壌の適正な取扱いの確保**や運搬・処理における**透明性の向上**（電子管理票等）

○ 制度の複雑化等もあいまって**最新の制度や運用を十分に理解していない技術管理者**の業務の品質の確保等

点検・見直しに関する基本的考え方・視点

1．制度・運用の合理化・分かりやすさの改善

○ **環境・経済・社会に対するネガティブな要素をできる限り取り除く**ことを目指すべき。
- 健康リスクによらず一律的に生じている関係者の**事務等の負担**
- 土地の利活用や事業活動における**不透明性**
- **本来は不要な**掘削除去等の**措置**の選択

○ **適切で合理的な土壌汚染に係る健康リスクの管理**を図る。

○ **複雑化した現行の制度・運用を合理化し、関係者にとって分かりやすいものに転換**する。
⇒特例措置を含めた新たな制度・運用の創設は可能な限り控える。
⇒制度や運用の重要事項等に関する関係者の理解を促す。

2．土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

○ 社会的な人口減少の進展等を見据え、過去の土壌汚染状況調査の結果等といった**土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等を強化する方策**を検討すべき。

3．関係事業者の質の持続的な確保等

○ 汚染土壌処理施設及び指定調査機関について、**事業の透明性と適切な技術的能力等を持続的に確保するための方策**を検討すべき。

（出所）令和6年9月18日環境省「中央環境審議会土壌制度小委員会」資料7-1土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性（概要）抜粋

令和６年度経済産業省中小企業等産業公害防止対策調査事業
（土壌汚染対策制度に係る最新動向及び事業者等への影響調査）
土壌汚染対策等検討会取りまとめ資料

土対法見直しに向けた論点

ー事業者等の視点からー

本資料は、現行の土壌汚染対策法における事業者負担や今後の産業構造変化に伴う土地の有効活用等の観点から、令和６年度土壌汚染対策等検討会において、環境・経済・社会のバランスを考慮した今後の土壌汚染対策のあり方に関する論点を取りまとめたものである。

目次

1. 土壌汚染状況調査の対象範囲の明確化･合理化
2. 事業者負担等への考慮
3. 地歴情報の承継
4. 臨海部等工業専用地域の取扱い
5. 自然由来による基準不適合土壌の取扱い
6. 事故発生時の土壌汚染調査
7. 制度運用面の合理化
8. リスク評価に基づいた土壌汚染対策
9. 新たな社会的課題への対応

1. 土壌汚染状況調査の対象範囲の明確化･合理化

① 試料採取等調査に関する自治体間の判断や運用の統一を確保するため、制度が複雑化しないよう留意しつつ合理的な制度設計とするとともに、**調査対象範囲の判断基準を透明化･明確化するべき**。

（例）
- 特定有害物質の使用実態や物質特性を踏まえ、試料採取等調査の対象とする取扱量（毒性重み付け、拡散リスクの考慮、等）の裾切値を設定する。（取扱量不明時の対処方法の検討含む。）
- フロン、ふっ素樹脂、アセトニトリル等のように、ふっ素元素、シアノ基等を含むが、公定法で分析した場合にふっ素及びその化合物、シアン化合物として検出しない物質については、ふっ素及びその化合物、シアン化合物等の特定有害物質ではないことを明示し、そうした物質を判断するために必要な情報（溶出しない物質の情報提供、溶解性などの物性項目及びその目安の明示等）を事業者･自治体に周知する。
- 自然由来か人為由来かの判別がつかない土壌の取扱い、等

② 環境省の検討会報告書では、人の健康被害のおそれが無い場合には試料採取等調査を求めない方向性が示されているが、**「健康被害のおそれ」の定義**及び**その判断主体を明確にする必要**がある。

特に、飲用井戸の有無を健康被害のおそれの判断指標とする場合、**飲用井戸の位置把握・整理が必要**。自治体が飲用井戸を把握する場合、対象地域への個別訪問等により都度飲用井戸の存在確認をする必要があり、個人井戸を含む全ての井戸を把握することは非常に困難。上水整備済み地域では、水道法等の法令※1や条例に基づく届出義務のない井戸は対象外にするなど、健康リスク※2に基づき土対法運用上の飲用井戸の定義※3を明確にするべき。

※1　水道法、ビル管理法、厚生労働省局長通知（平成 26 年 3 月 31 日健発 0331 第 30 号）「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」
※2　地下水基準値は体重50kg・毎日２Lの飲用を前提に設定されている(国立環境研究所「環境基準等の設定に関する資料集」https://www.nies.go.jp/eqsbasis/water.html）。
※3　施行通知において飲用井戸は「浄水処理の有無や飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用利用に供されている場合」とされている（環境省施行通知（平成31 年3 月1 日環水大土発第1903015 号）「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」）。

1．土壌汚染状況調査の対象範囲の明確化･合理化（続き）

③ 地歴調査に関しては、現行の「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」において、1945年頃より前についても工場又は事業場が開設された時期まで可能な限り遡って情報を入手・把握することが望ましいとされているが、特定有害物質の使用等に関する情報が不確実または情報不足等で遡及が困難な場合は、事業者や土地所有者が一定の**精度を担保した地歴情報を容易に収集できる範囲※にとどめるべき。**

※事業操業時以降、水濁法施行時期（昭和46年）以降、土対法施行時期（平成15年）以降等

④ 事業場敷地内の一部の有害物質使用特定施設廃止時に土壌汚染状況調査（地歴調査及び試料採取等調査）を行う場合は、廃止する施設に関連する範囲に限定するなど**合理的な調査範囲を定めることが望ましい**。ただし、情報承継を目的とした地歴情報としても利用するのであれば、限定的な範囲で行った地歴調査を補完する主体やタイミングについて別途議論が必要。

【現行制度の課題等】

- ✓ 有害物質使用特定事業場の敷地の土地では、**健康被害のおそれがない状況でも試料採取等調査が義務付け**られている。
- ✓ 特定有害物質使用量が少量の場合や、記録上使用していないという証明ができない場合にも試料採取等調査を求められる。
- ✓ 通常溶出しないフッ素化合物やシアン化合物に対して試料採取等調査を求められるなど、**個別の化合物特性が考慮されない**。
- ✓ 自治体によって土対法の調査対象施設か否かの判断や指導内容が異なり、対応事例の少ない自治体へ届出をすると話がなかなか進まず、事業者が対応に苦慮。
- ✓ 地歴調査に関しては、正確性の低い情報に基づいて有害物質の使用履歴に関わらず試料採取等調査を求められるケースもあり、土地所有者や事業者等に負担がかかっている。

【環境省における検討の方向性】※（P25）

※土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性（概要）（令和６年６月　環境省 土壌汚染対策法の施行状況等に関する検討会）（以下、同じ）

- ✓ 土壌汚染状況調査を法律上、「地歴調査」と「試料採取等調査」の２段階から構成されることを明確化することで、事例毎に管理すべき健康リスクの具体的な内容、程度等に応じ地歴調査のみを行うような柔軟な対応を可能にしていくことを検討すべき。

2．事業者負担等への考慮

① 有害物質使用特定施設の廃止（法第3条第１項）契機のうち、**中小企業の事業廃止時には多くが財政的な理由により調査の一時免除を選択**。地歴調査の契機拡大にあたってはコスト増が不可避となることから、特に、**経営基盤が脆弱な中小企業に対して特段の配慮がなされるべき**であり、国や自治体による様々な事業者支援制度とセットで検討するべき。

② 工場として土地の利用を継続する場合等は、試料採取等調査の実施は困難であることから、**事業活動への支障に配慮（操業停止・休止を伴うような調査の回避）し、試料採取等調査の一時免除の申請を可能とすべき。**他方、将来の対策費用の増大や浄化期間の長期化等を回避するためには汚染の早期把握・汚染拡散防止が重要であり、**操業中に事業者が取り組める有効かつ実用的な対策が選択肢として提示**されることが必要（簡易測定法の導入、安価な対策技術の開発等）。

③ 現行の「**土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン**」は内容が膨大で現場担当者には扱いにくい。土対法の実務を行う上で理解しやすい**現場の実務者向け手引き**があると望ましい。

④ 土壌汚染対策基金の支援実績は過去2件のみ。一方、高額な費用がネックとなり調査・対策が未実施のケースが発生しており、助成要件も含め、**人の健康被害防止及び土壌汚染拡散防止の推進に向けたより実効性のある基金運用のあり方**の検討が望まれる。また、特定有害物質の使用状況が不明な土地で土壌汚染が判明した場合（**原因不明の汚染、もらい汚染等）の措置費用負担等**についても議論が必要。

（支援の追加対象の例）
土壌汚染状況調査費用への適用、自然由来等不適合土壌又は規制前に発生した土壌汚染対策への助成、資金面で対応困難な中小企業への助成、公共の用に供する土地の汚染対策への助成

【土壌汚染対策基金の交付条件】
- 要措置区域に指定された、又は指定される予定の土地（対象は土壌汚染対策費用であり、調査費用は対象外）。
- 汚染原因者が不明、（倒産などにより）不存在である。
- 費用負担能力が低いこと。

2．事業者負担等への考慮（続き）

【現行制度の課題等】

- ✓ 土地所有者が調査費用を負担できないと調査自体が行われない。調査費用が土地の価格を上回る場合があり、身動きが取れない事業者も存在。また、調査により汚染が判明しても対策費用を負担できず放置されることがある。
- ✓ 高齢化や後継者不足による廃業が増加する中、**中小零細企業にとって土壌汚染対策費用の確保は困難**。
- ✓ 土壌汚染対策基金は、**調査費用や汚染原因者は助成の対象外**であり、特に中小零細企業の廃業時に対策が進まない。
- ✓ 狭隘な土地での試料採取等調査の実施は困難。**操業中に適用可能な汚染除去技術がない。**
- ✓ **区域指定による資産価値の低下、風評被害等のリスク**への懸念。
- ✓ 汚染原因者でないにもかかわらず、現在の土地所有者や使用者が高額な土壌汚染対策費用や調査費用を負担しなければならない現状がある。

【環境省における検討の方向性】（P17、40）

- ✓ 地歴調査の契機、その際の手続等に関しては、過去に調査が行われていない土地に対しては幅広くかつ合理的に適用されるようにしていくことが期待されるが、民間の公正な土地取引、関係者における円滑な調査の実施等に支障を来さないよう、法が関与すべき範囲を十分に精査することが必要である。また、土地の所有者等の負担が過大なものとなることがないよう、十分な配慮が必要である。
- ✓ 現在制度では調査の一時猶予が適用されている中小事業者等に地歴調査の実施を求めていく場合には、必要な負担低減措置等の方策についても併せて検討していくことが必要である。
- ✓ 土壌汚染状況調査における汚染原因者負担を強化し、土地の所有者等が汚染原因者に対して要措置区域に指定された場合における法に基づく調査の実施費用の求償を可能とすることを検討していくのであれば、負担能力が低い土地の所有者等が行う一定の調査（例えば、他者が発生させた事故等により所有等する土地が特定有害物質に汚染されたことが明らかな場合であって、当該他者が倒産等により不存在等となり、かつ土地の所有者等が法に基づく調査の履行が必要となった場合）に係る費用については、基金の助成対象に加えることを検討することが考えられる。

３．地歴情報の承継

① 地歴情報の承継を義務化する場合、その目的と用途を踏まえ保管と承継が求められる**情報の範囲・内容及びその調査方法については、必要な限度で過重な負担とならないよう考慮する必要**がある。

② 地歴情報は公共に資するものであるため、当該情報の保管は、事業者義務とするのではなく、**国のデータベース等**（例えば、区域情報や水濁法の特定施設情報のデジタル化、GISによる一元化等）**により行い**、**自治体、土地所有者、届出者等が必要に応じて利用できる仕組み作り**の検討を進めることが望ましい。なお、情報開示にあたっては、**事業承継や土地取引等の阻害要因にならないよう配慮が必要。**

【現行制度の課題等】

- ✓ **法第3条第1項のただし書の土地の調査が実施されないまま土地取引される**ケースがある。
- ✓ 各種規制前に発生した土壌汚染も多く、**有害物質の使用情報等の散逸が進み地歴調査が年々困難**になっている。
- ✓ 土地所有者等が情報公開制度を活用して過去の調査情報を請求するなど自治体の事務負担が増加している。
- ✓ 地歴情報の公開は、風評被害のリスク、資産価値への影響で懸念あり。

【環境省における検討の方向性】（P16,18,34）

- ✓ 土壌汚染のおそれの早期把握等を図る観点から、地歴調査の契機については拡充等を図るべき。
- ✓ 土地の所有者等の変更時に、調査結果の承継を強化する措置（当事者間の承継を義務化）を検討。
- ✓ 現行の台帳に記載されている情報の有効な利活用等を図る観点から、環境省において、関係省庁や関係者と調整、協議等を行いつつ、これらの情報をGISデータとして活用する際の技術的・社会的な課題等について整理を進めていくことが望ましい。

４．臨海部等工業専用地域の取扱い

臨海部等工業専用地域は、部外者の立ち入りや飲用井戸がない場合、人健康被害のおそれはないと判断され、敷地外への土壌搬出を管理すれば拡散リスクもない。しかしながら、こうした条件を満たした地域であっても**形質変更時に法目的（人の健康被害防止）にそぐわない対策・対応が現場で求められ、**その結果、必要以上の土壌汚染対策コストや、それに伴う**土地の有効活用（循環利用）の障壁**の一因となっている場合がある。人の健康被害のおそれのない地域※を国や自治体が明確化し、人の健康保護という**土対法の目的に即した汚染管理・対策**を求めるべき。

※例）臨海部等の工業専用地域、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域のうち、産業集積地で周辺に人が居住しない土地など、健康被害のおそれがないことが確認された地域等

【現行制度の課題等】

- ✓ 地下水等の摂取が想定されない臨海部の工業専用地域について、臨海部特例区域、埋立地管理区域等の特例区域が整備されているが、舗装張替えと側溝を掘るだけで届出・調査が必要になったり、深い深度の工事では要措置区域と同じ施工方法（オールケーシングの杭打ち）を求められるなど、**健康リスクに対して各種規制・手続きの負担が過大**。対策費用と期間が事業計画上の足かせとなり、土地の買い手も付かず遊休地化。その結果、固定資産税のみ支払い続けている、という場合がある。
- ✓ 産業の構造変化に伴い工場等が縮小・撤退するエリアが発生、スポット的な産業跡地が今後益々増加することが予想される。限られた国土の有効活用に向けた土地利用の円滑化、国内投資の迅速な呼び込み等の観点からも、インフラ整備済みの産業跡地の活用にかかる重要性が高まっている。跡地活用促進の観点から、人の健康リスクが少ないことが確認された土地であって、自治体が地域を指定して産業を集積させようとしている地域等（例：地域未来投資促進法に基づく重点促進区域など）については、人健康リスク防止を考慮した上で、円滑な土地の有効活用を阻害しない制度の合理化が望まれている。
- ✓ 臨海部の埋立地の浚渫土は、土対法の基準値より緩い「水底土砂に係る判定基準」※に基づいているため、生産活動による特定有害物質の使用等がなくても基準不適合となるにもかかわらず、土壌汚染の発覚に伴って現土地所有者が土対法に基づく調査・対策に高額な費用を負担しなければならない。

※海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）

【環境省における検討の方向性】（P32）

- ✓ 臨海部特例区域の要件に該当する土地については、自然由来等土壌の取扱い等に関する見直しの方向性に基づき検討することで、合理化等を図ることを検討すべき。

５．自然由来による基準不適合土壌の取扱い

① 事業者が意図せず汚染を拡散することがないよう、適切な土壌移動管理に合わせて、**バックグラウンド濃度等のマップ化（分布範囲、濃度、土質、地質など）を合わせて検討すべき。**ただし、マップ公開にあたっては、自然由来の物質や健康リスクに関する適切な情報発信・普及啓発など、風評被害への配慮や対策が必要。

② 自然由来等不適合土壌を土壌搬出時の調査によって管理する場合には、その分布、濃度を踏まえた上で、適切な調査頻度となるよう検討することが望ましい。

【現行制度の課題等】

- ✓ 自然由来等基準不適合土壌（自然由来と水面埋立て土砂由来による基準不適合土壌）は、原位置にある状態では公害発生原因となる可能性は低いため各種特例措置が設けられたが、法制度全体の運用が複雑化し十分活用されていない。また、特例措置を利用しても、土地所有者等関係者の事務負担、工期への影響等がなおも過大。
- ✓ 広範囲にわたって同様の地質が存在していることなどから、**自然由来等特例区域に指定された場合、指定解除が困難**。
- ✓ 自然由来等基準不適合土壌であってもすぐに舗装やビニール等による被覆を指導する自治体もある。

【環境省における検討の方向性】（P31）

- ✓ 土壌溶出量基準に不適合となる自然由来等土壌については、形質変更に伴い土壌の搬出が行われる場合には現行制度と同等の施行計画の確認、搬出後の汚染土壌処理施設における処理といった管理を施行者等に義務づける枠組みは維持しつつ、**従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象からは除外**することを検討すべき。

６．事故発生時の土壌調査

① 事故発生時においては、**水濁法や消防法等に基づいた措置及び届出がすでに義務づけ**られており、土壌汚染状況については行政内での適切な情報共有により把握できるのではないか。土対法において事故発生時の土壌調査を追加検討する場合は、**「人の健康被害の防止」という土対法目的を踏まえた**上で、**他法令との線引きを明確に**しつつ、その**必要性も含めて慎重な議論が必要。**

【現行制度の課題等】

✓ 施設設置者と土地所有者が異なる場合、事故による土壌汚染であっても土地所有者に調査義務が発生し、公平性を欠く。

✓ 法第５条の調査命令は、地下水等の摂取により健康被害が生ずるおそれがあること、土壌汚染の蓋然性が高いことなど発出条件が厳しく、柔軟に運用することが困難。

【環境省における検討の方向性】（P28）

✓ 有害物質使用特定事業場の設置者から、地下水にかかる水濁法上の事故の届出が都道府県知事に行われたときで、事故により生じた土壌汚染の状況の把握が必要と考えられる場合に対しては、土対法第7条第1項ただし書の規定を参考に、設置者を実施主体として汚染状況の調査を求められるようにすることを検討することが考えられる。

【参考】水質汚濁防止法（抜粋要約）

■第14条の2（事故時の措置）

1. 特定事業場の設置者は、排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに汚染水の排出・浸透防止のための**応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。**
2. 指定事業場（有害物質を製造・貯蔵・使用・処理する指定施設を有する事業場）において１．と同内容の規定
3. 貯油事業場等（油を貯蔵、処理する施設を有する事業場）において１．と同内容の規定
4. 都道府県知事は、特定事業場の設置者等が応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し**応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。**

■第14条の3（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

都道府県知事は、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場等の設置者に対し、相当の期限を定めて、**地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。**

7．制度運用面の合理化

① **土壌汚染対策や調査には高度かつ専門的な知見や技術が必要**であるが、事業者や自治体には必ずしも法律や土木分野の専門家がいるわけではなく、届出手続き等事務処理等の長期化や自治体間での運用差異の要因にもなっている。こうした課題を解決するべく、**行政・事業者双方の負担軽減や事務処理期間の短縮にかかる取組みを行うべき。**

（例）
- 施工方法を含む各種運用事例を自治体間で共有できる仕組みづくり（HP掲載等）
- 円滑な法運用に向けた自治体・事業者への技術的サポート（調査・対策に関する相談窓口、専門家派遣等）
- 対面で実施している自治体と事業者間のやり取り等のオンライン対応の推奨

② **「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に掲載されていない工法や最新技術などを迅速に現場で利用できるようにすべき。**そのため、性能基準をベースとした技術認定を行う第三者専門機関の設置や、そうした専門機関と自治体とが連携できる仕組み作りへの支援等が望まれる。

【現行制度の課題等】
- ✓ 自然由来汚染か、人為由来汚染かの判断や、用いる工法などに関する自治体とのやり取りに2年ほど要することもある。
- ✓ 自然由来等基準不適合土壌があった時すぐに舗装やビニール等による被覆を指導されるケースもあるなど、**自治体によって指導や判断に差異があり、事業者が対応に苦慮**。
- ✓ 施行方法の例示の充実や運用上のルールを定めた**「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の見直しが望まれている**。また、土木の専門家がいる自治体は少なく、ガイドラインに記載されていない新しい工法や考え方が認められないため、ガイドラインの見直しを待たずとも同等以上の性能を有する技術であれば、適用が認められるような環境を整えて欲しい。

【環境省における検討の方向性】（P23）
- ✓ 法第４条第３項の調査命令を発出する場合における同条第１項の届出の受理から命令発出までの期間については、形質変更を急ぐ事業者に対しては同条第２項の活用が現在も可能であること、上記の届出対象の合理化を行うことで届出件数に占める調査命令の発出割合が高まることが想定されることを考慮し、現行の30 日からより長い期間（例：45 日）に見直すことも検討すべきである。ただし、当該見直しは事業者の工期等への影響も一定程度生じるところ、その是非については、今後、形質変更等の施行に関わる機会が多い関係者の意見等も聴取した上で、慎重に検討していくべき。

８．リスク評価に基づいた土壌汚染対策

① 諸外国では、土地の用途に応じた浄化基準を設定したり、自然由来等基準不適合土壌を一定の条件でバックグラウンドとして許容するなど、リスクに応じた対策が取られている。

一方、日本の土対法においては、健康被害のおそれがない場合でも工法の規制や各種届出義務が課されるなどの事業者負担が大きい。**リスク評価に基づいた合理的な管理・対策手法の導入、推進**に向け、**土地利用別の管理のあり方の可能性についても検討**してはどうか。

（例）
- 届出手続きの合理化、一部届出免除
- 施工方法毎の汚染拡散リスクを評価できるツールの開発
- 汚染拡散の評価において、有機溶剤と重金属類、有機溶剤において比重の重い物質（トリクロロエチレンなど）と比重の軽い物質（ベンゼンなど）との区別をする、等

② 日本では、社会が環境リスクに対してゼロリスクを求める風潮があり、土対法で求める以上の対策を選択せざるを得ないケースもあることから、リスクの見える化（身の回りに存在する化学物質の例示、リスクコミュニケーション用の簡易的暴露リスク評価ツールの開発）や基準値の考え方を周知するなど、**リスクリテラシーに対する国民の理解醸成に向けた取組**が必要。

【現行制度の課題等】

✓ 形質変更時要届出区域は、汚染拡大リスクが重視された厳しい管理方法であり、健康リスクに対して事業者の負担大。
✓ 工業地域と住居地域では健康影響は異なるのではないか。

【環境省における検討の方向性】（P16、39）
✓ 健康リスクに応じた調査の実施の確保と制度に基づく各種手続等の運用のしやすさ・分かりやすさの両立を図るべき。
✓ 土壌環境基準を含めた土壌汚染に係る基準と健康リスクの関係性等に関する国民の認識等を把握し、基準値等の具体的な意味等についての理解促進を図るリスクコミュニケーションに資する方策を検討すべき。

9．新たな社会的課題への対応

- 気候変動問題への対応として世界的にグリーントランスフォーメーション（GX）への取組が進んでいる。国内においても2023年5月にGX推進法が成立し、脱炭素成長型経済への移行に向け、脱炭素型製造プロセスへの転換等、官民連携による取組みが加速。一方で、労働人口減少に伴い、煩雑な土壌汚染対策に係る関係者の負荷増も懸念。

- こうした新たな社会的課題にも対応するべく、GXに係る設備投資等の円滑化、健康リスクが低い汚染土壌の搬出低減に伴う温室効果ガスの排出抑制、より一層のデジタル化、環境デューデリジェンスへの活用など、環境・経済・社会のバランスが取れた持続可能な土壌汚染対策を推進する制度が望まれる。

（参考：関東地方にある汚染サイトから 1000m³の汚染土壌を掘削除去後、九州の管理型処分場に埋立を行う条件で二酸化炭素排出量を計算、他の措置と比較評価した例）

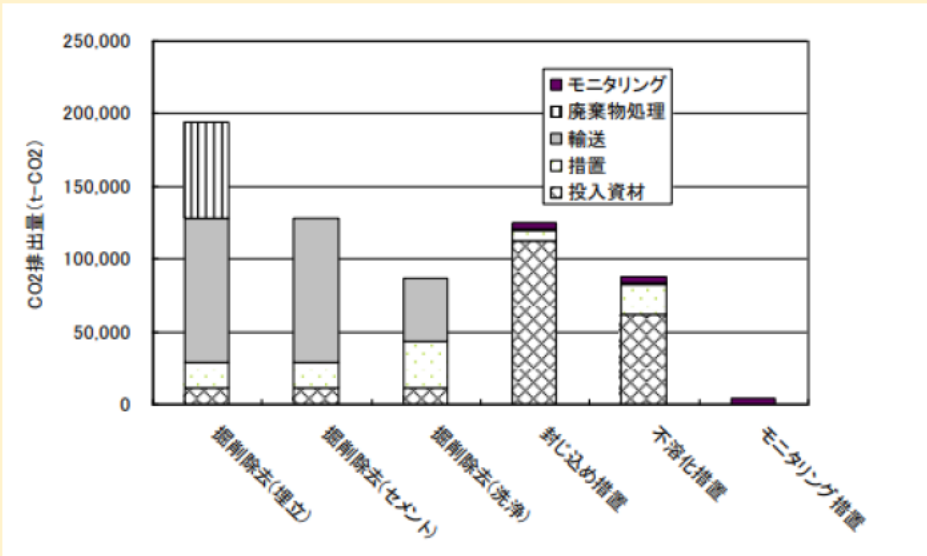

図出典：東京都環境局（平成27年３月）「土壌汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン」
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/information-grsr-files-guidline2015-03-14